

購入のれん法と全部のれん法(1)

購入のれん方式：

- * 支配獲得時に取得企業が購入したとのれんのみを認識する方法
- * 少数株主持分に対応するのれんは認識しない。
- * 購入のれん = 取得の対価 - 取得持分の公正価値

購入のれん法と全部のれん法(2)

購入のれん方式の根拠

- ① 取得されたのれんのみ資産として認識するのが取得原価主義会計にかなっている。
- ② 少数株主持分に対応するのれんは取得されたのれんではなく自己創設のれんであるから、資産に計上すべきでない。
- ③ 取得企業に対応するのれんには支配権プレミアムを含むから、のれん総額を持分比率で両持分に按分することはできない。

購入のれん法と全部のれん法(3)

全部のれん方式：

- * 支配獲得時における被取得企業ののれんの総額を認識する方法
- * 少数株主持分に対応するのれんも認識する。
- * 全部のれん = 被取得企業の公正価値総額 - 被取得企業の識別可能(オンバランス)資産の公正価値

購入のれん法と全部のれん法(4)

全部のれん方式の根拠

- ① のれんは<将来収益への貢献>という資産の定義を満たす。
- ② 支配力概念の下では識別可能資産は取得企業の持分比率に拘わらず全額認識される(全面時価評価法)。のれんも資産の定義を満たす以上、持分比率に拘わらず全額認識するのが首尾一貫している。
- ③ 支配権プレミアムを取得企業に対応するのれんの構成要素として分解することは可能。

購入のれん法と全部のれん法(5)

国際基準 (IFRS3改訂版)	米国基準 (SFAS141改訂版)	日本基準
購入のれん方式と全部のれん方式の選択制	全部のれん方式	購入のれん方式

全部のれん法の採用に伴う問題

全部のれん法で算定されるのれんの要素(コアのれん)

- ① 被取得企業の継続企業価値(未認識ののれん)
- ② 期待シナジー
- ③ 支配権プレミアム

論点：3つの要素をどのように分解するか？
～別紙、設例で説明～